令和３年３月５日

神奈川県行政書士会

会長　田後　隆二　様

神奈川県知事　黒岩　祐治

（公　印　省　略）

緊急事態宣言延長に基づく協力要請について

　日ごろより、県政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

令和３年３月５日、政府が新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づく緊急事態宣言を延長したことを受け、本県では「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を別添のとおり改定し、次により緊急事態措置等を実施します。

県内全域の飲食店等に対して、３月８日から３月21日までの間、法第45条第２項に基づき、５時から20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を要請します。

また、人が集まり飲食につながる可能性がある施設に対しては、特措法によらない、５時から20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)の協力をお願いします。

その他、テレワークの推進等による出勤者数の７割削減をはじめ、「別紙」のとおりお願いさせていただきます。

貴団体におかれては、該当事項について引き続きご協力いただくようお願いします。

本県における新型コロナウイルスの新規感染者数は、減少しているものの、下げ止まりの傾向が見られており、本県を含め首都圏は予断を許さない状況です。県民の皆様の命を守るために、事業者の皆様とともに、県民総ぐるみでこの緊急事態を乗り切りたいと考えていますので、一層のご協力をお願いします。

別添

　１　知事メッセージ

　２　特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

　３　(別紙)事業者の皆様へ

問合せ先

政策局政策法務課

訟務グループ　加藤

電話045－210－1111（内線2422）